## ~特例入所理由書への記入上のご留意点~

- \*特例入所の対象者は要介護1もしくは2の方のうち、特例入所の理由・要件に該当する方に限られ ます。したがって、<u>理由・要件に該当しない方は入所対象となりません。</u>
- \*本理由書は<u>要介護1~2の認定を受けられている方のみ申込施設へ申込書と共に提出</u>してください。
- \*本理由書は、<u>必ず控えをとってお手元で保管</u>してください。
- \*本申込書は、<u>施設が申込受付した日の翌月1日から2年間有効</u>です。<u>この期間を経過し、連絡が</u>ない場合は取り下げたものとみなしますのでご注意ください。

# 特別養護老人ホーム 特例入所理由書

(町田市統一書式)

受付日	受付は施設が使用する		
受付番号	ため記入不要		
<b>人</b>   フリガナ	マチダータロウ	保険者(市区町村名)	E

入所	フリガナ	マチダ タロウ	保険者(市区町村名)	町田市
#   一   一   本   -   -   -	本人氏名	町田 太郎	介護保険被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1
	本人氏石		要介護度	要介護 1 · 2
の	生年月日	E年月日 明·大·昭 △△ 年 □月 × 日 ( △× 歳)	認定有効期間	令和 ○ 年 ○△ 月 △× 日 から
情 生 報	至 <sup>年月日</sup> 明·入·呵 <sup>△</sup> 年 □月 ~ 日(△ ~ ®	認定有効期間	令和 △ 年 △× 月 ×× 日 まで	

X	下記(	の特例入所に該当する理由・要件のうち、該当するものすべてをチェックしてください。
	1.	認知症である者であって、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の 困難さが頻繁に見られる。
	2.	知的障がい、精神障がい等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の 困難さが頻繁に見られる。
	3.	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
	4.	単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待 できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。
	•	

要介護認定の区分変更申請の 予定はありますか?	□ ない	ある	ΟΔΟΔ	年	Δ	月	×	日に	(申言	青予定	・申請した
本理由書を町田市へ提 ※本理由書は町田市への報告			むノださい	本人	氏名	7		町	田 7	太郎	

同意欄

○△○△ 年 □ 月 × 日 代理人氏名 ( 続柄 長女 ) 町田 花子

担当ケアマネジャーもしくは担当相談員(病院・施設・高齢者支援センター等)が特例入所についてのご意見を記載してください。【緊急性・虐待等】

記載者 所属機関名 △△居宅介護支援事業所 職種 介護支援専門員 氏名 □山 △郎

# 【現在に至るまでの経緯】

5年前に妻を亡くし、それから自宅で一人暮らしをしていた。3年前に介護認定を取り、訪問介護と通所介護のサービスを利用して自立した生活を送っていたが、2ヶ月前に自宅の玄関で転倒し、右大腿骨頸部骨折となった。その後、○○病院に入院して手術を行い、現在はリハビリ病院に転院している。 リハビリには取り組んではいるが、以前に比べて状態が悪化しているため、在宅復帰は難しい状況となっている。

次ページにも記載項目があります。

#### 【本人の現在の状況】

自宅で一人暮らしをしていたが、2ヶ月前に自宅の玄関で転倒し、右大腿骨頸部骨折となった。 その後手術を受けたが、入院中に認知機能が著しく低下する。食事は声掛けや一部介助の必要があり、排泄、整容等は全介助を要する状態となっている。

以前はご自身で金銭管理を行っていたが、入院中にそれも出来なくなり、時には「財布が盗られた」と看護師や介護職員に訴え、落ち着かなくなることもある。

また、突然「自宅へ帰る」と言い出すことがあり、精神的に不安定になることが度々ある。リハビリ中あるいは介助中には理学療法士や看護師、介護職員に対して突然大きな声で怒鳴ったり、意味不明な会話を繰り返すこともみられる。

日常の意思疎通に困難さも見受けられ、会話が成り立たないこともある。

## 【家族の状況】

妻を5年前に亡くしている。息子と娘の2人の子どもがいるが、子どもの支援は期待できない状況にある。息子は○○県で生活していて、夫婦共働きで3人の子育てもしており、同居することは難しい状況にある。また、娘は近隣の○○市に住んでいるが、障がいのある子どもの子育てと夫の母親(要介護3)の介護を娘宅で行っており、同居は厳しく、通いによる支援も期待できない状況にある。

## 【特例入所の必要性】

認知機能の低下もあり、介護サービス量を増やしても単身で生活を送るのは難しい状況だが、子ども 達の支援も期待できない。

以上のことから、特例入所の必要性が高いと考える。なお、現在は要介護認定の区分変更申請を行い、今後認定が変更となる見込みである。